

令和2年第5回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年5月13日(水)
午後2時55分～午後3時35分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員
教 育 長 新 子 寿 一
教 育 長 職 務 代 理 山 崎 裕 行
委 員 田 中 保 和
委 員 近 藤 温 子
委 員 西 村 弥 生 子
4. 出席した職員
教 育 部 長 福 島 潔
教 育 監 岡 本 泰 典
健 康 福 祉 部 長 石 橋 敬 三
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 寺 川 款
社 会 教 育 課 長 礪 部 賢 二
文 化 財 課 長 石 田 成 年
次 長 兼 ス ポ ー ツ 推 進 課 長 篠 宮 裕 之
ス ポ ー ツ 推 進 課 参 事 兼 課 長 補 佐 島 田 幸 治
公 民 館 長 一 松 孝 博
次 長 兼 学 務 課 長 安 田 典 子
指 導 課 長 石 田 智
こ だ も 政 策 課 長 山 本 直 樹
事 務 局 教 育 総 務 課 栗 田 聖 子
5. 議事案件
議案第24号 柏原市社会教育委員の委嘱について

議案第25号 柏原市立堅下北スポーツ広場条例の一部改正の同意について

議案第26号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第27号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

議案第 28 号 柏原市学校 I C T 環境整備計画改定版（令和 2 年度～令和 5 年度）の公表内容について

議案第 29 号 柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

議案第 30 号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について

6. 報告事項

7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： 定刻より少し早いですが、お揃いですので、令和 2 年第 5 回定例教育委員会会議を開会いたします。本来ならば、教育委員会室でさせていただくのですが、密集を避けるという意味で、部屋を分散して業務を行っております。できるだけ、スムーズに会議を進めていきたいと思っております。ご協力よろしく申し上げます。本日の会議録署名委員は田中委員でございます。早速ですが、案件に入っていきたいと思っております。本日の案件は、追加案件を含めまして 7 件でございます。ご審議よろしく申し上げます。まず初めに議案第 24 号につきまして、磯部社会教育課長より説明をお願いします。

磯部課長： 議案第 24 号柏原市社会教育委員の委嘱についてでございます。柏原市社会教育法第 15 条第 2 項の規定により、次のような社会教育委員名簿の方々をお願いするものでございます。内容につきましては、15 名の方をお願いするものでございます。柏原市社会教育条例に基づきまして、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学校教育の関係者、学識経験者といった方々に、社会教育委員をお願いするものでございます。委嘱期間につきましては、令和 2 年 4 月 1 日より令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

新子教育長： 名簿をご確認いただきまして、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員： なし。

新子教育長： それでは、議案第 24 号につきまして、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第 24 号柏原市社会教育委員の委嘱については、原案どおり承認することにいたします。続きまして、議案第 25 号につきまして、事務局篠宮次長より説明をお願いします。

篠宮次長： それでは、ご説明申し上げます。議案書の 3 ページをお開きください。議案第 25 号は、柏原市立堅下北スポーツ広場条例の一部改正の同意をお願いするものでございます。堅下北スポーツ広場は、平成 31 年 4 月 1 日にオープンいたしまして、この間、市直営にて施設の管理運営を行ってまいりましたが、来る令和 3 年度からは、民間事業者等

の能力や経営ノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上を図るなど、施設の管理運営をより効率的かつ効果的に行うことを目的に指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものでございます。議案書の4～6ページ、改め文がございます。それに加えまして、A3の紙7ページから11ページに条例の新旧対照表がございますので、同時にご覧いただきますようお願いいたします。説明させていただきます。まず、5ページをご覧くださいませ。主な改正の内容ですが、5ページの中ほど、少し上のところで、条例の第4条を指定管理者による管理に改め、スポーツ広場の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、柏原市教育委員会が指定するものに行わせるものとする旨を定めております。次に第5条を指定管理者が行う業務に改め、第1号では、スポーツ広場の維持管理に関する業務、第2号では、スポーツ広場の利用の許可に関する業務、第3号では、体育及びスポーツの普及に関する自主事業等の業務を定めております。次に、1枚戻って4ページ、下から10行目、現行の第8条を第10条とし、見出しを含めまして、条中の使用料を利用料金に改め、第1項では、グラウンドの利用に係る料金は、指定管理者が自らの収入として収受するものと定めております。次に、下から14行目、現行の第9条を第11条とし、見出しを含めまして、条中の使用料を利用料金に改め、利用料金の減免について、市長を指定管理者に改め、指定管理者が利用料金を減額し、または、免除することを定めております。次に、下から3行目から次のページ5ページの上から5行目にかけて、改定後の第7条、第8条、第9条で施設の利用許可に関する権限を指定管理者に与えるために、教育委員会という文言を指定管理者に改めております。その他、利用料金制の導入に伴い、各条文中の使用という用語を利用に改めるなど、字句の修正と条ずれに伴う整備を行っております。次に、5ページの下から4行目、附則第1項では、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。次に6ページをお開きください。附則の第2項では特例を、第3項では経過措置を設けております。以上、簡単ではございますが、主な改正の内容でございます。ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

新子教育長： 指定管理の方にゆだねるという中で、条例の一部改正ということで、使用料を利用料、この形で、来年4月1日から指定管理者のもとに管理をお願いするというところでございますが、ご質問等ございましたら。

田中委員： 来年からということなんですが、指定管理者のある程度の用途はたっているのですか。

篠宮次長： 今、体育館、庭球場など複数の市内スポーツ施設は、一つの指定管理者により一体的な管理運営を行っていただいております。堅下北スポーツ広場の募集につきましても、将来的には当該施設を含めた市内スポーツ施設を、一体的に募集することを考えております。

新子教育長： 他に、いかがでしょうか。それでは、議案第25号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第25号柏原市立堅下北スポーツ広場条例の一部改正の同意

については、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第26号につきまして、一松公民館長より説明をお願いします。

一松館長： 議案第26号柏原市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。平成31年4月1日付けで委嘱した社会教育法第30条で定める委員に異動があったので、同法第30条及び柏原市公民館運営審議会条例第3条但し書きの規定により、次のとおり委嘱する。13ページの方、お開き願います。委嘱予定者名簿でございます。今回の異動は、校園長会の委員の改選によるものでございます。新任委員は小森美智代様です。所属団体は校園長会、任期途中の変更となりますことから、委員の委嘱についてご承認いただきましたら、委嘱年月日につきましては、令和2年5月13日とさせていただきたいと考えております。また、委嘱期間につきましては、令和2年5月13日から令和3年3月31日とさせていただきたいと考えております。退任される委員は、坂本篤俊様、校園長会でございます。説明は簡単ではございますが、以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

新子教育長： 今、説明があったとおりでございます。学校関係者の中で、校園長会の役割分担の部分での交代ということになっております。質問等ございましたら、お願いをいたします。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、議案第26号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第26号柏原市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第27号について、安田次長より説明をお願いします。

安田次長： 議案第27号柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、学務課から説明いたします。大阪府では、令和2年の2月議会において議案が提出されました職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正について議決がなされ、令和2年3月30日付で市町村教育委員会に通知がありました。変更の概要は、これまで職員の休暇の種類は年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間でありました。そこにさらに子育て部分休暇及び、不妊治療休暇を加えるものであります。規則の第5条中の第16条が介護休暇及び介護時間に関わるものですが、次の第17条に子育て部分休暇の付与について、第18条に不妊治療休暇の付与について加えております。大阪府からの通知を待って、改正手続きをとりましたので、本日以降の公布になります。説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

新子教育長： 説明にありましたように、コロナの関係で、3月30日付でこれがまいりました。4月1日からというところで、学校への通知等もままならないという状況で、今回、ご説明をさせていただいたところでございます。ご質問等ございましたらお願いいたします。

田中委員： もともと18条、19条があったのですか。

安田次長： 18条からは、非常勤職員とかだったのですが、2条が付け加わったので、ずれこんだということです。

田中委員： ということは、18条、19条も新旧対照表がいるのではないですか。

寺川次長： 今回の改正につきましては、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正され、大阪府条例に第17条が加わりましたことから、本市規則第5条内にございます大阪府条例を引用している部分の改正となり、他の部分の改正はございません。

新子教育長： それでは、議案第27号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第27号柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正については、原案どおり承認することにいたします。続きまして、議案第28号につきまして、石田指導課長より説明をお願いします。

石田課長： 議案第28号柏原市学校ICT環境整備計画 改定版（令和2～5年度）の公表内容について指導課よりご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症による学校園の臨時休業により、国のICT整備に関わる施策も頻繁に変化していますので、本日は現在の状況に書き換えたものを資料として置かせていただいております。それでは、別添の冊子をご覧ください。教育委員の皆様方には変更前のものを以前お渡ししており、先日近藤委員に事前にご意見をいただきましたので、その点の修正も含め、変更した点について主に説明させていただきます。まず表紙ですが、令和2年4月から5月に変更しております。次に2ページをご覧ください。上から6行の文章が一つの文章として長かったため、途中で一度区切り、構成も少し変えました。なお文中の網掛けは追記を表しており、2重線で消しているのは削除部分になります。次に3ページをご覧ください。2.「計画の目的」の4、5行目に「進め」という言葉が重複しておりましたので、2回目の部分を「軽減を図り」という表現に変更いたしました。5ページは変更ではございませんが、ご質問のあった件になります。1.「学校環境におけるICT活用の推進」の(3)に技術科「D 情報の技術」とありますが、学習指導要領の中の内容の項目はA～Dで表されており、この「情報の技術」は4番目のDという位置づけであります。次に9ページをご覧ください。2.「校務環境ICT整備」(1)整備方針の下から3行目に「校務の情報化」とあり、2行下にも同じ表現がございましたので、2度目を削除して繋ぎました。次の10ページでは、1.「推進体制」の左の☆マークを削除しました。次に資料の変更点です。まず資料2ですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、集合形式の研修が実施できず、6月からスタートの計画に編集し直してあります。資料3については、中央付近にあるR2（令和2年度）の3.「学習用端末の整備」では、臨時休業期間が長引いているため、家庭でのICTを活用した学習を早急に進めるために、文科省は3年かけて一人一台の端末整備を進める予定だったものを、本年度に一気に導入するように方針を変更したため、台数も大幅に変わっております。主な変更点は以上になります。ICTの環境整備につきましては、一昨日も国からの説明会がインターネット経由で実施され、そこにおいてもまた新しい事業が示されており、本計画につきましても、その都度変更をしていくこととなりますことをご承知おきください。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

新子教育長： 前回ご指摘いただきましたところを変更しております。また、ご一読願いまして、こういう風に変えたらいいとか、何かございましたら、お願いいたします。国、府からおりてくる指示をもとに、手分けして改良しております。とにかく実現できるように、今回のこのような対応の時にICT機器の必要性を痛感しております。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

田中委員： 国はこういう風に言っていますが、なかなか機器を確保できるかどうか難しいですね、コンピュータ自体をね。

新子教育長： そうですね。

近藤委員： これは、お家に環境がない場合は、貸してあげることができるのですか。

石田課長： 先ほど申し上げた、月曜日聞いたばかりのことなのですが、国が、家庭用に貸し出せるようなWi-Fiのルーターの情報が出ております。それを受けて対応できるような形をとっていきたいと思っております。いろんな課題がありますので、研究していきたいと思います。

新子教育長： その他よろしいでしょうか。それでは、議案第28号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第28号柏原市学校ICT環境整備計画改定版（令和2年度～令和5年度）の公表内容については、原案どおり承認することにいたします。続いて、追加議案に入っていきたいと思っております。議案第29号につきまして、安田次長お願いいたします。

安田次長： 議案名は議案第27号と同じなのですが、内容は違います。議案第29号柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、学務課から説明いたします。最初に訂正をお願い致します。資料の最終頁の附則をご覧ください。「この規則は公布の施行」となっておりますが、「公布の日より施行」に訂正お願いいたします。働き方改革関連法案の整備に伴い、学校における取組みや法整備も進んでおります。令和2年1月に文部科学省から「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針」を各都道府県及び市町村の教育委員会規則に反映させるよう通知がありました。大阪府からの通知が届いたのが令和2年3月30日で、各自治体は現在、大阪府にならって準備を進めているところですが、規則改正することといたしました。柏原市教育委員会といたしましては、規則改正されることを見越して3年前から教職員の業務を整理しながら、必要な環境整備を整え、規則を遵守できるように取組みを進めているところでございます。資料をご覧ください。改正の内容は、「業務量の適切な管理」についての条文を加えるものであります。時間外勤務について1ヵ月で45時間以内、1年で360時間以内を基本としながら、突発的な場合には1ヵ月で100時間未満、1年で720時間以内と具体的数値を定めるものでございます。本庁総務課と調整しながら、柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の第2条に追加することといたしました。新旧対照表も次のページにつけております。以上で、説明を終わらせていただきます。今後、例規審査会で他の規則とあわせて細かい言い回しに修正があるか

もしもませんが、内容が変更になることはございませんので、ご了承ください。

新子教育長： ご質問等ございますか。時間をはっきり打ち出したというところで、各学校からの報告により、教育委員会でも対応していくということです。ご質問は、よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、議案第29号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第29号柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正については、原案どおり承認することにいたします。続いて追加議案第30号につきまして、石田文化財課長よりご説明をお願いします。

石田課長： 議案第30号柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱についてであります。柏原市立歴史資料館等運営協議会規則第3条及び第4条の規定に基づき、次のとおり委嘱する。これは、柏原市立歴史資料館、そして隣接します史跡高井田横穴古墳、その運営につきまして、指導、助言を得るものであります。次のページに委員の構成を挙げておりますが、学識経験者、市内学校関係者及び公募で得ました市民代表の方々に構成されるメンバーであります。委嘱年月日は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、2年間あります。ご審議よろしくお願ひいたします。

新子教育長： 今、報告がございました柏原市立歴史資料館等運営協議会の委員につきまして、名簿を確認していただきながら、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは、議案第30号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第30号柏原市立歴史資料館運営協議会委員の委嘱については、原案どおり承認することにいたします。議案の審査は終わりました。次に報告事項に移ります。

(こども政策課から柏原市認定こども園開園準備会議の設置及び開催についての報告あり)

それでは、令和2年第5回定例教育委員会会議を閉会いたします。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員